

令和3年8月30日
港 湾 局
環 境 局

東京港大井ふ頭において確認された「ヒアリ」について

令和3年8月25日（水）に東京港大井ふ頭内で確認されたアリについて、専門家による同定の結果、特定外来生物ヒアリ（*Solenopsis invicta*）であることが確認されましたので、お知らせします。本件は、環境省が実施している本年8月3日（火）に大井ふ頭で確認されたヒアリの防除作業中において確認されたものです。

平成29年6月の国内初確認以降、これまでのヒアリの確認事例は令和3年8月30日（月）現在で17都道府県、計76事例です。

1 経緯

8/25 環境省が実施する東京港大井埠頭でのヒアリ防除作業において、防除事業者がコンテナヤード上でヒアリと疑わしいアリ及びコンテナ板（ヤード上に設置されたコンクリート板）の吊り上げ用のフック穴への出入りを確認。働きアリ及び幼虫、蛹を多数確認。防除事業者が確認箇所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置。環境省が専門家に同定を依頼。専門家が当該アリについて、ヒアリであることを確認。

8/26 環境省関東地方環境事務所等が現地調査を実施。穴内で確認できたものを含め、働きアリ500個体程度及び無翅女王アリ1個体、幼虫と蛹合わせて150個体程度を確認。無翅女王アリは殺虫。殺虫剤（液剤）を用いて穴内部全体の防除を実施。確認箇所周辺に殺虫餌を追加設置。

2 今回確認されたアリについて

確認されたヒアリは、働きアリ約500個体及び無翅女王アリ1個体、幼虫と蛹合わせて約150個体です。

3 都の対応状況

- (1) 引き続き、環境省と協力して、発見場所において目視やトラップによる調査及び防除を実施します。
- (2) 国、地元区及び港湾事業者で構成する「東京港におけるヒアリ等対策連絡会」を通じて迅速に情報共有を図ります。
- (3) 普及啓発・注意喚起等

- ・ 東京港内の港湾施設利用者及び地元区への周知
- ・ 発見場所から半径2キロメートル圏内の海上公園に注意喚起の看板を設置
- ・ 都ホームページにヒアリ等による被害の予防方法等の情報を掲載
- ・ 港湾局・環境局SNSでの注意喚起

4 都民の皆様へのお知らせ

- ・ 大井ふ頭内で確認されたヒアリは、これまでに都内の住宅地等においては発見されておらず、ふ頭内で発見されたヒアリについては、現在駆除を行っております。
- ・ ヒアリは攻撃性が強く、刺された場合、激しい痛みを伴い、水泡状に腫れるなど人体にとって危険な生物です。もし、発見した場合には素手で捕まえたり、触らないように注意し、お住まいの区市町村や東京都環境局（下記参照）までご連絡ください。
- ・ ヒアリに関する詳しい情報については、以下のサイトに記載していますのでご参照ください。

「ストップ・ザ・ヒアリ 改訂版」（環境省資料）

<http://www.env.go.jp/nature/intro/4document/files/20190314hiari.pdf>

「気をつけて！危険な外来生物」（東京都環境局特設サイト）

http://gairaisyu.tokyo/species/danger_15.html

- ・ 環境省ヒアリ相談ダイヤルを毎日開設しています（12月29日～1月3日は除く）。
0570-046-110（IP電話の場合:06-7634-7300）AM9:00～PM5:00

【問合せ先】

- ・ 港湾施設における対応に関すること

港湾局港湾経営部経営課

電話 03-5320-5553

- ・ 特定外来生物一般に関すること

環境局自然環境部計画課

電話 03-5388-3548